

## 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

（本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。一般社団法人全国信用金庫協会のホームページへリンクいたします。）

- [中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ](#) PDF
- [経営者保証に関するガイドライン](#) PDF
- [経営者保証に関するガイドライン Q&A](#) PDF
- [「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A](#) PDF

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

設置店舗	電話番号	設置店舗	電話番号
本店営業部	0248-75-3171	上町支店	0248-76-5911
駅前支店	0248-75-2168	西川支店	0248-76-3171
石川支店	0247-26-3111	古殿支店	0247-53-3727
郡山支店	024-932-2005	富田支店	024-921-0222
桑野支店	024-934-0171	玉川支店	0247-57-4178
鏡石支店	0248-62-3175	安積支店	024-945-1222
長沼支店	0248-67-3171		

※ なお、ご来店いただけない場合には、お取引の営業店にご連絡くださいました

ら、当金庫職員がお伺いいたしましてご相談させていただきます。  
経営者保証に関する苦情等の受付窓口は、次のとおりとなります。

須賀川信用金庫 総務部 リスク管理統括課

電話番号：0248-75-3362（直通）

受付時間：平日9：00～17：00

eメールアドレス：s1185008@facetoface.ne.jp

以 上

地域をつなぎ、地域と共に歩む

